

2019 年度 青森県 事業計画

都道府県法人番号

2000020020001

2019 年度

青森県 事業計画【総括表】

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
強化事業			
強化事業(各メニュー合計)	4,320	992	5,312
推進事業及び活性化事業			
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	2,954	2,954
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	-	469	469
4.消費生活相談体制整備事業	-	6,865	6,865
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	-		-
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	17,500	13,538	31,038
うち、先駆的事業	-	-	-
7.消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	21,820	24,818	46,638

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	192,014		
都道府県予算	110,705		
管内市町村予算総額	81,309		
支出等額(強化事業(交付金)を除く)	41,326		
支出等割合(強化事業(交付金)を除く)	22%	19%	

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	<p>①参加者総数 人</p> <p>②年間研修総日数 人日</p> <p>③参加自治体</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">〔〕</div>
法人募集型	<p>①参加者総数 人</p> <p>②年間研修総日数 人日</p> <p>③実地研修受入自治体</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">〔〕</div>

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

今年度都道府県及び市町村が実施する強化事業(交付金)

事業名(事業メニュー)	都道府県		市町村	
	事業経費	交付金対象経費	事業経費	交付金対象経費
1. (1)①消費者安全確保地域協議会の構築等				
1. (1)②障害者に対する消費生活相談の整備				
1. (1)③食品ロス削減の取組	6,324	3,162	1,928	964
1. (1)④倫理的消費の普及・促進				
1. (1)⑤消費者志向経営の普及・促進				
1. (2)①地方公共団体における法執行体制の強化	2,316	1,158		
1. (2)②若年者への消費者教育の推進				
1. (2)③訪日・在日外国人に対する相談窓口の整備				
1. (2)④風評被害の防止のための取組				
1. (2)⑤公益通報者保護制度の推進				
1. (2)⑥適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援				
1. (2)⑦原料原産地表示の普及・啓発				
1. (2)⑧消費税率引上げ及び軽減税率制度導入への対応				
1. (2)⑨ギャンブル等依存症対策に係る取組				
1. (2)⑩高度情報化社会に対応した消費生活相談対応の実施				
2. ①国が指定する研修への参加				56
2. ②国が指定するテーマで研修の開催				28
合計	8,640	4,320	1,984	992

(単位:千円)

別表2

都道府県実施事業分(推進事業及び活性化事業)

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費		対象経費 (交付金相当分)
			31年度 本予算	30年度 補正予算	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県及び熊本県					
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県及び熊本県					
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県及び熊本県					
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県及び熊本県					
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)					
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)					
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)					
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)					
⑨消費生活相談体制整備事業					
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業					
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するためにの取組)	1 学校における消費者教育推進事業 1-1 大学生の消費者教育活動実践支援事業 1-2 高等学校等における消費者教育推進事業 1-3 特別支援学校における消費者教育研究会の開催 1-4 中学校における消費者被害未然防止対策事業 2 高齢者の消費者被害未然防止対策事業 2-1 高齢者の消費者被害未然防止対策事業 2-2 県センターマスクットキャラクター出張 3 地域見守り力支援強化事業 4 子育て世代に向けた消費者教育推進事業	16,171	10,974	5,197	報償費(講師謝金、委員謝金、寸劇スタッフ謝金)、旅費(講師、委員、寸劇スタッフ、検討会委員、事務局)、需用費(リーフレット・チラシ作成、教材作成料等)、役務費(リーフレット・チラシ送料等)、使用料(会場使用料)、委託料(ラジオ広報制作費・キャンペーン活動企画運営等)
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	1 消費者団体との協働促進事業 2 消費生活情報ネットワーク構築事業	1,329		1,329	報償費(ペナリスト謝金)、旅費(消費者団体、ペナリスト、事務局)、需用費(説明資料作成等)、役務費(説明資料送付)
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)					
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)					
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)					
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務					
合計		17,500	10,974	6,526	-

(単位:千円)

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県及び熊本県	(既存) (強化)
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県及び熊本県	(既存) (強化)
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品アスト等)※被災4県及び熊本県	(既存) (強化)
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県及び熊本県	(既存) (強化)
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存) (強化)
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存) (強化)
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存) (強化)
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存) (強化)
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存) (強化)
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存) (強化)
⑪	(既存) なし
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(強化) 1. 学校における消費者教育推進に向けた大学生の自主的活動の支援、高等学校での授業事例の検討・実施及び県内全校への共有、特別支校でのモデル事業の実施及び、中学校教員等を対象とした研修会を開催。 2. 高齢者の被害を未然に防止するため、交通安全母の会や地域包括支援センター等と連携し、直接対面型の啓発活動を実施するとともに、各種広報媒体等を活用した注意喚起に向けた路線を実施。 3. 各市町村が実施する「相談窓口紹介ネットワーク」の活動を支援するため、ネットワークに参加する団体等の構成員に対する研修を実施するほか、寸劇により見守りの重要性を啓発する講座を実施。 4. 子育て世代が自立した消費者となることができるよう、子育て世代に対する消費者教育推進に向け、効果的啓発手法を作成し配布。
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存) (強化) 1. 県内の消費者団体全体会の活性化を図るため、地域で消費者問題に携わる消費者団体等と県消費生活センターが協働してプロジェクトフォーラムを開催するなども に、県消費生活センターが主体となって消費者団体のリーダー養成のための研修を実施。 2. 職域における消費者教育の強化を図るため、従業員等への消費者教育・情報伝達に協力してもらえる事業者・団体を訪問し、協力を依頼するとともに、登録事業者の優良取組事例を聞き取り、他の事業者へ情報提供を行う。
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	(既存) (強化)
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モダル性の高い事業)	(既存) (強化)
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存) (強化)

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望 参加者数 年間研修総日数	人 実地研修受入人数 年間実地研修受入総日	人 人

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間) 人時間／年
人	人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ) 人	人
対象人員数計 人	追加的総費用 千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間) 人時間／年
人	人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ) 人	人
対象人員数計 人	追加的総費用 千円

6. 地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領、地方消費者行政活性化基金管理運営要領の各別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表3

管内市町村実施事業分(推進事業及び活性化事業)

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			31年度 本予算	30年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村	6,018		2,939		
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	五所川原市	15		15		
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	弘前市、東北町、五戸町、南部町、階上町	486		486		
⑧消費生活相談体制整備事業	青森市、弘前市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市	14,603		6,865		
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	弘前市、五戸町、新郷村	1,596		1,595		
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、外ヶ浜町、鶴ケ沢町、深浦町、藤崎町、大鷲町、田舎館村、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、佐井村、南部町、階上町、新郷村	11,558		11,553		
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	八戸市	390		390		
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑭消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		34,666	20,403	3,423	-	

(単位:千円)

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人 年間研修総日数 人日	実地研修受入人数 人 年間実地研修受入総日 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間) 人時間／年
11 人	14,583 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
10 人	
対象人員数計	追加的総費用
11 人	11,873 千円

○青森市：勤務時間等の拡大3人、追加的総業務量1,904人時間／年、報酬引上げ2人、対象人員計2人、追加的総費用364千円
 ○弘前市：勤務時間等の拡大1人、追加的総業務量1,476人時間／年、報酬引上げ1人、対象人員計1人、追加的総費用1,497千円
 ○五所川原市：勤務時間等の拡大2人、追加的総業務量3,720人時間／年、報酬引上げ2人、対象人員計2人、追加的総費用3629千円
 ○十和田市：勤務時間等の拡大2人、追加的総業務量2,783人時間／年、報酬引上げ2人、対象人員計2人、追加的総費用3,788千円
 ○三沢市：勤務時間等の拡大2人、追加的総業務量3,254人時間／年、報酬引上げ2人、対象人員計2人、追加的総費用3,670千円
 ○むつ市：勤務時間等の拡大1人、追加的総業務量1,446人時間／年、報酬引上げ1人、対象人員計2人、追加的総費用1,925千円

別表4 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額(基金活用分は除く)

交付金分	41,326	千円
うち都道府県分	17,500	千円
うち管内の市町村合計	23,826	千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	-	千円
うち都道府県分	-	千円
うち管内の市町村合計	-	千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度					
①都道府県の消費者行政予算	75,758	千円	105,054	千円	110,705	千円				
うち交付金等対象経費(強化事業分)	千円	3,132	千円	4,320	千円	34,947	千円	5,651	千円	
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	千円	16,989	千円	17,500	千円	千円	千円	511	千円	
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	-	千円	
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	-	千円	
うち先駆的事業	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	-	千円	
うち交付金等対象外経費	75,758	千円	84,933	千円	88,885	千円	13,127	千円	3,952	千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	15,865	千円	81,402	千円	81,309	千円	65,444	千円	-93	千円
うち交付金等対象経費(強化事業分)	千円	898	千円	992	千円	千円	千円	94	千円	
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	千円	28,690	千円	23,826	千円	千円	千円	-4,864	千円	
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	10,959	千円	5,903	千円	千円	千円	-5,056	千円	
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	-	千円	
うち先駆的事業	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	-	千円	
うち交付金等対象外経費	15,865	千円	51,814	千円	56,491	千円	40,626	千円	4,677	千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	91,623	千円	186,456	千円	192,014	千円	100,391	千円	5,558	千円
うち交付金等対象経費(強化事業分)	千円	4,030	千円	5,312	千円	千円	千円	1,282	千円	
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	千円	45,679	千円	41,326	千円	千円	千円	-4,353	千円	
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	10,959	千円	5,903	千円	千円	千円	-5,056	千円	
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	-	千円	-	千円	千円	千円	-	千円	
うち先駆的事業	千円	-	千円	-	千円	千円	千円	-	千円	
うち交付金等対象外経費	91,623	千円	136,747	千円	145,376	千円	53,753	千円	8,629	千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	61 人
うち都道府県	4 人
うち管内市町村	57 人
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	70 人
うち都道府県	11 人
うち管内市町村	59 人
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	30,585 千円
うち都道府県	30,585 千円
うち管内市町村	- 千円
④③を含めた交付金等対象外経費	175,961 千円
うち都道府県	119,470 千円
うち管内市町村	56,491 千円
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合※	19 %
うち都道府県	12 %
うち管内市町村	29 %

※交付金等支出額は、強化事業分及び先駆的事業分を除いたもの

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	393,358 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	- 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	- 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	- 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	8 人	今年度末予定	相談員総数	8 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	8 人	今年度末予定	相談員数	8 人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組	具体的な内容
①報酬の向上	
②研修参加支援	○ 国民生活センター主催の研修等への参加支援
③就労環境の向上	
④その他	

事業に關する強力な解決策を問題に對する消費者の意見を基に検討する。

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。